

第 2 章 関 係 条 例

1. 札幌市衛生研究所条例

昭和 37 年 3 月 31 日

条 例 第 12 号

改正 昭和 46 年 12 月条例第 45 号 昭和 48 年 3 月条例第 10 号

題名 改正(昭和 48 年 3 月条例第 10 号)

(設 置)

第 1 条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を行ない公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南 9 条西 7 丁目

(使用料及び手数料)

第 3 条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。)の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の 8 割以内において市長が定める。ただし、法に定めのないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

(使用料等の納付)

第 4 条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを選付しない。

(減 免)

第 5 条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

(賠 償)

第 6 条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委 任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間研究所の位置は、市長が別に定める。

附 則（昭和46年条例第45条）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。（以下ただし書省略）
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省 略

附 則（昭和48年条例第10号）抄

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2. 札幌市衛生研究所施行規則

昭和37年3月31日

規 則 第1.6号

改正 昭和46年7月規則第44号 昭和37年3月規則第17号

昭和48年3月規則第20号 昭和50年7月規則第42号

題名 改正(昭和48年3月規則第20号)

(目 的)

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手続き)

第2条 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとするものは、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(1) 研究所の設備の使用については、使用申込書(様式1)

(2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

(使用料及び手数料)

第3条 条例第3条第2項の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の8割相当額とする。

(使用料等の納入時期)

第4条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書の交付等のつど直ちに納めなければならない。

(1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出しがたいとき。

(2) その他市長が特別な事由があると認めたとき。

(減免の手続)

第5条 条例第5条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

2 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文章を添えなければならない。

3 市長が使用料等の減免を許可したときは、減免許可書(様式4)を交付する。

(成績書等の交付)

第6条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正
〔省 略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第17号）

この規則は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の試験等の依頼に係るものの手数料から適用する。

附 則（昭和48年規則第20号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年規則第42号）

この規則は、昭和50年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降の試験等の依頼に係るものの使用料及び手数料から適用する。

別 表

種 別				単 位	料 金	備 考	種 別				単 位	料 金	備 考
疫 学 検 査	ウイ ル ス 検 査	中和試験	組 織	1項目	円 2,000		水 質 検 査	生物化学的酸素要求 量測定試験		1検体	2,500		
			動 物	同		マウスの 時価によ る。		生 物 同 定 検 査	同	500			
	分 離 培 養 試 験	インフル エンザ	1検体	5,000		家 庭 用 品 検 査	塩化水素又は硫酸		同	700			
		その他の ウイルス	同	5,000	動物試験の場合はマウ スの時価による		維 修 製 品	ホルムアルデヒド	同	3,000			
	特 殊 臨 床 検 査	血液・尿 その他又 組織、又 は中 毒器 器 の 重 量 定 量	簡易法	1項目	2,500		有機水銀化合物	同	5,000				
			精密法	同	5,000	複雑な前処理を必要と するもの	品 検 査	濁 水 試 験	1項目	500			
	糞 便 検 査	虫卵検査	直接塗ま つ法	1検体	40			容 器 又 は 被 包	落 下 試 験	同	500		
			便 培 養 検 査	同	300	営業従事者の場合	耐 酸 性 試 験	同	500				
	前 処 理			同	500		減 圧 変 形 試 験	同	700				
		食 品 細 菌 検 査		同	800		牛 乳	化学検査	1検体	2,000			
	各 種 細 菌 検 査		同	800	ボツリヌス菌以外のもの	発 酵 乳		同	同	2,000			
	ボツリヌス菌検査		1検体		マウスの 時価によ る	アイスク リーム	同	同	3,000				
	探 血 料		1回	50		清涼飲料 類	同	同	9,000				
	飲 料	化学検査	普通法	1検体	1,200		氷 雪	同	同	2,500			
				同	800		容 器 包 装	合成樹脂	同	6,000	塩化ビニール樹脂を除く		
	水	化学検査	精密法	同	14,200			陶 磁 器	同	3,000			
			ブ ィ ル 水	化 学 検 査	同	1,300		塩化ビニ ール樹脂	同	25,000			
	細 菌 検 査			同	800		牛 乳 中 抗 生 物 質	1項目	2,000				
		浴 槽 水	化 学 検 査	同	800		合 成 甘 味 料	定 性	同	3,000			
	細 菌 検 査		同	500		定 量		同	5,000				
淨 化 槽 放 流 水	化 学 検 査			同	4,000	合 成 着 色 料	定 性 試 験	同	2,000				
		細 菌 検 査		同	800		合 成 保 存 料	定 性	同	2,000			
簡 易 物 理 検 査		1項目	300		定 量	同		3,000					
一 般 的 化 学 検 査	簡 易 な も の		同	500		合 成 保 存 料	定 性	同	1,500				
	やや複雑なもの		同	1,000			定 量	同	3,000				
	複雑なもの		同	1,500		合 成 保 存 料 試 験	定 性	同	1,000				
金 属 定 量 査	精密法			同	2,500		過 酸 化 水 素 試 験	定 量	同	2,000			

種	別	単	料	金	摘	種	別	単	料	金	摘
		位			要			位			要
理 食 化 学 品 試 験 査 査	漂白剤 試験	定性	1項目	2,000		公 質 汚 濁 害 検 査 大 気 汚 染 検 査	PCB 定量試験	食品	1検体	25,000	
		定量	同	3,000				包装紙	同	10,000	
	重金属定量試験	同	5,000		金属類 定量試験		要前処理	1項目	2,000		
	シアン定量試験	同	3,000		一般化学 定量試験		同上	同	2,000		
	油 定 量 試 験	酸価	同	1,500			有機水銀 定量試験	1検体	10,000		
		過酸化物価	同	1,500			有機水銀 確認試験	同	15,000		
		カルボニール価	同	1,500			有機磷 定量試験	同	15,000	3項目まで、4項目からは1項目ますごとに、3,000円を加算する。	
		チオバルビツール酸化	同	1,500			有機塩素 定量試験	同	15,000	同上	
	逆光染料簡易定性試験	同	1,000		一般細菌 数測定試験		1項目	800			
	水素イオン濃度測定 試験	同	500		大腸菌群 数測定試 験		デシ法	同	800		
	糖度試験	同	500				最確数	同	1,300		
	缶びん圧試験	1検体	500		土壌・底質・植物 検査		金属類 定量試験	1項目	5,000		
	食肉・魚肉鮮度 試験	ヒスタミン	定性	同			3,000	特殊陰イオン 類定量試験	同	3,000	
		揮発性塩基容素 定量試験	定量	同			6,000	特殊成分類 定量試験	同	3,500	
			異物・特殊成分 定性定量試験	同			実費相当額	水素イオン濃度 測定試験	同	500	
	米 糞 分 析	粗蛋白質	同	2,000			有害化学物質 定量試験	抽出法の簡易な もの	同	10,000	
		粗脂肪	同	2,000				抽出法のやや複雑 なもの	同	15,000	
		粗繊維	同	2,000				抽出法の複雑な もの	同	25,000	
		灰分	同	2,000			大気 汚染 検査	降下ばいじん 量測定試験	1検体	3,500	
		水分	同	1,000				いおう酸化物 定量試験	1項目	2,500	
	有機水銀 定量試験	1項目	10,000		汚 染 検 査		浮遊じん 量	同	1,000		
	添加物規格 試験	1検体	5,000	ただし重金属 定量試験のある ものは除く			じんあい 定量試験	同	2,500		
	酸化防止剤 定量試験	1項目	5,000				特殊成分	同	2,000		
	残留農薬 定量試験	塩素系	1検体	15,000			3項目まで、4項目からは1項目ますごとに3,000円を加算する。	発がん性物質	同	10,000	
		磷系	同	15,000	同上		特殊ガス 分析	簡易なもの	同	2,500	
		カルバマート系	1項目	10,000				複雑なもの	同	5,000	
							重油 中いおう分析	同	1,500		